

○飯塚市人権学級推進員設置要綱

平成23年4月1日

飯塚市告示第113号

改正 H29-183、H31-109

(設置)

第1条 人権啓発の推進を図るため、広く地域住民を対象に部落差別問題をはじめとした人権に関する多様な学習機会を提供することを目的として行う人権学級に人権学級推進員(以下「推進員」という。)を置く。

(H31-109一改)

(職務)

第2条 推進員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 人権問題学習講座に関すること。
- (2) 識字学級に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、人権学級の運営に関し必要な事項  
(関係機関等の協力)

第3条 推進員は、前条に掲げる職務を行うため、関係機関と情報、意見等の交換を行い、常に綿密な連携を図るものとする。

(依頼)

第4条 推進員は、各人権学級に1名以上を置くこととし、市長が依頼する。

2 推進員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 欠員が生じた場合における後任の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 推進員は、その任期満了後も後任者が就任するまで、その職務を代行する。

(謝礼)

第5条 推進員として依頼された者に対しては、予算の範囲内で謝礼金を支給する。

(報告)

第6条 市長は、人権学級の人権学習活動等について、必要があるときは、推進員から報告を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進員に関する庶務は、人権・同和政策課において処理する。

(H29-183一改)

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、推進員について必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成29年6月9日 告示第183号)

この告示は、告示の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則(平成31年3月22日 告示第109号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。